



# 島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第42号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

（食料安全推進課） 2

**【告 示】**

島根県農業技術センター種苗配布規程の一部改正

（農 業 経 営 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第38号）

## 1 規則の概要

家畜の移動等の禁止又は制限に係る区域が特定の施設、敷地等に限られる場合においては、知事は、関係者に対し命令書を交付することにより、禁止又は制限を行うことができることとした。（第5条関係）

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**規 則**

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第38号**

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する禁止又は制限に係る区域が特定の施設、敷地等に限られる場合においては、知事は、同項の規定にかかわらず、関係者に対し命令書を交付することにより、当該禁止又は制限を行うことができる。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**告 示****島根県告示第214号**

島根県農業技術センター種苗配付規程（昭和27年島根県告示第13号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条を次のように改める。

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 品種 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項の品種をいう。
- (2) 種苗 種苗法第2条第3項の種苗をいう。
- (3) 配付 種苗を譲渡することをいう。
- (4) 職務育成品種 センターで育成した品種であって、島根県職務育成品種規程（昭和58年島根県訓令第2号）第2条第5号に該当するものをいう。

第3条中「所長」を「センターの長（以下「所長」という。）」に、「申請」を「申込み」に改め、「配付する」の次に「ことができる」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 職務育成品種の種苗は、別に定める当該種苗の利用に関する契約を締結している場合に限り配付することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 県から試験又は研究の委託を受けた者が当該試験又は研究のために利用する場合
  - (2) 県との共同研究を行う旨の契約を県と締結した者が当該共同研究のために利用する場合

- (3) 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の者が設置した試験研究機関において実施する新品種の育成その他の試験又は研究のために利用する場合
- (4) 当該種苗について、種苗法第3条第1項の品種登録を受けることができなかった場合又は島根県職務育成品種規程第4条第2項の規定により品種登録を出願しない旨の決定をした場合
- 3 第1項の規定により種苗の配付を受けようとする者は、所長が定めるところにより、当該種苗の代金を納入しなければならない。ただし、前項第1号から第3号までの場合に該当する者その他所長が必要と認めたものは、無償で配付を受けることができる。

第8条中「前条の通知を受けた者」の次に「（第3条第3項ただし書の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「同条の通知を受けた者が、」を「前条の通知を受けた者が」に改める。

第10条を第13条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

**第11条** 職務育成品種の種苗の配付を受けた者は、当該種苗を試験若しくは研究の目的を超えて利用し、又は試験若しくは研究によって生産された当該種苗の収穫物を種苗として利用してはならない。

**第12条** 職務育成品種の種苗を配付する場合において、この告示の全部又は一部の規定を適用することが適当でないと思われる事情があるときは、当該規定は、適用しない。

第8条の次に次の1条を加える。

**第9条** 第7条の通知を受けた者のうち職務育成品種の種苗の配付を受けようとするものは、当該種苗に関する譲渡契約を締結しなければならない。

2 知事は、前項の規定により譲渡契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

- (1) 職務育成品種の種類及び名称
- (2) 配付する種苗の数量及び代金
- (3) 代金の納付期限及び種苗の引渡期限
- (4) その他必要な事項

#### 附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県農業技術センター種苗配付規程の規定は、平成24年4月1日以後に周知を行う種苗の配付について適用し、同日前に周知を行う種苗の配付については、なお従前の例による。